

日野川におけるしろうお採捕の要望に係る対応について

H22.11.24 鳥取県水産課

1 見直し要望

毎年早春（3月頃）に日野川河口に遡上する「しろうお」を採捕したい。
 ・H20.10.24 地元漁業者より要望書提出

2 今後の対応方針

【今後の方針】

「漁業調整上の問題」（採捕者間の場所取りなどのトラブル等）を引き起こす恐れがあるため、しろうお採捕が可能となる鳥取県内水面漁業調整規則の改正は行わない。

- 水産資源の保護培養の問題としては、3月末までであればアユへの影響はほとんどない。（県水産試験場平成21年～22年調査）ただし、しろうおの資源状況については不明。
- 漁業調整上の問題については、過去にも採捕者間の場所取りなどのトラブルが起こった経緯があり、採捕が可能となると更に大きな問題となる恐れがある。
- この方針については、要望者に対して、今後、説明する予定。

鳥取県内水面漁業調整規則(第32条)の改正 → しろうお採捕を可能とするためには必要

【規則改正にあたって検討が必要なポイント】

- 水産資源の保護培養の問題
 - ①しろうお資源状況等の把握・影響の有無
 - ②その他の魚種（あゆ等）に与える影響の有無
- 漁業調整上の問題
 - ①関係漁業者との調整
 - ②採捕によるトラブル発生の有無

問題の解消が必要

(鳥取県内水面漁業調整規則)

第32条（禁止区域及び禁止期間）

次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

| 河川及び湖沼の名称 | 禁止区域 | 禁止期間 |
|-----------|--|--------------------------------|
| 日野川尻 | 米子市皆生字中野浪新田 862 の 2（日野川本流左岸）と同地点から 110 度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域 | 2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで |

第238回内水面漁場管理委員会（H21.7.22）での報告事項

(今後の対応)

- ・トラブル防止策の検討。
- ・委員会指示での承認制等でトラブル防止が可能であれば、規則改正に向かう。（内容：日野川尻において、3月〇日～3月31日にしろうおかご網を使用して採捕する場合に限る。）
- ・規則改正での対応が難しい場合、漁業権魚種とすることなど、関係漁業協同組合等の意見を確認した上で今後の対応方針を決定する。

